

平成27年度

行政監査報告書

(補助金の交付事務について)

福生市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査のテーマ

補助金の交付事務について

3 監査の期間

平成27年12月7日から平成28年1月13日まで

4 監査の目的

補助金については、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、本市においては、福生市補助金等交付規則等において、補助金等の交付事務について定められているところである。今回の行政監査は、公益上の必要性に照らし、交付の目的が公益の資するものとなっているか、対象経費や算出根拠などの補助基準が明確に示されているか、交付に係る事務処理や事業終了後の確認が適正に行われているかなどを検証することを目的として監査を実施した。

5 監査の対象

平成26年度に交付事務を行った補助金、交付金及び利子給付金（以下「補助金等」という。）のうち過去に財政援助団体等監査を実施していない補助金を対象とした。なお、今回の監査は団体等への補助金等を調査したものである。

6 監査の方法

今回の監査の対象となる補助金等の交付事務を行っている部署に、あらかじめ補助金等の交付事務に係る資料の提出を求めるとともに、交付要綱、申請書、交付決定書及び実績報告書などの調査を行い、あわせて関係職員からの説明を受け、その内容への質問調査等を行う方法により実施した。

7 監査の着眼点

補助金等の交付事務が法令等に従い、適正に執行されているかについて、次の点に主眼を置き監査を実施した。

(1) 交付の目的、補助の基準等について

- ① 法令等（条例、規則、要綱等）の整備がされているか。
- ② 交付の目的が明示され、公益上の必要性が整理されているか。
- ③ 補助の基準（対象範囲、事業期間、算出根拠等）が明示されているか。

(2) 交付に係る事務処理等について

- ① 交付申請に際し必要書類が添付されているか。
- ② 交付決定が規定に従い適正に行われているか。
- ③ 支払の時期、方法が適切か。

(3) 事業終了後の事務処理について

- ① 実績報告書及び必要書類が速やかに提出されているか。
- ② 事業内容、収支状況、補助金等の使途について確認がされているか。

第2 補助金等の概要

平成26年度に交付した各種団体への補助金等は、63件、交付額の合計は477,437,888円であった。(別表参照)

各款別補助金等の交付状況は次のとおりである。

款別補助金等交付状況

(単位：％、円)

費目	件数	構成比	補助金等交付額	構成比
議会費	1	1.6	4,582,024	1.0
総務費	15	23.8	37,374,621	7.8
民生費	31	49.2	360,254,419	75.5
衛生費	1	1.6	625,000	0.1
商工費	9	14.3	56,342,339	11.8
土木費	1	1.6	3,512,000	0.7
消防費	2	3.2	10,300,095	2.2
教育費	3	4.7	4,447,390	0.9
合計	63	100.0	477,437,888	100.0

件数の構成比では、民生費が31件、49.2%と最も多く、総務費、商工費の順となっている。また、補助金等交付額の構成比でも、民生費が75.5%と最も多く、商工費、総務費の順となっている。

所管別補助金等交付状況

(単位：％、円)

所管課	件数	構成比	補助金等交付額	構成比
議会事務局	1	1.6	4,582,024	1.0
職員課	1	1.6	6,335,000	1.3
安全安心まちづくり課	5	7.9	14,956,620	3.1
シティセールス推進課	9	14.3	56,342,339	11.8
環境課	1	1.6	625,000	0.1
協働推進課	6	9.5	19,855,596	4.2
障害福祉課	6	9.5	47,392,398	9.9
介護福祉課	13	20.6	168,385,231	35.3
子ども育成課	15	23.8	150,406,490	31.5
子ども家庭支援課	1	1.6	521,800	0.1
まちづくり計画課	1	1.6	3,512,000	0.8
選挙管理委員会	1	1.6	76,000	0.0
生涯学習推進課	3	4.8	4,447,390	0.9
合計	63	100.0	477,437,888	100.0

所管別交付状況は、子ども育成課が15件、23.8%と最も多く、介護福祉課、シティセールス推進課の順となっている。また、補助金等交付額の構成比では、介護福祉課が35.3%と最も多く、子ども育成課、シティセールス推進課の順となっている。

金額別補助金等交付状況

(単位：％、円)

区分	件数	構成比	補助金等交付額	構成比
10万円未満	1	1.6	76,000	0.0
10万円以上 50万円未満	5	7.9	1,433,847	0.3
50万円以上 100万円未満	10	15.9	7,855,773	1.6
100万円以上 500万円未満	22	34.9	51,306,723	10.8
500万円以上 1,000万円未満	11	17.5	80,921,656	17.0
1,000万円以上	14	22.2	335,843,889	70.3
合計	63	100.0	477,437,888	100.0

補助金交付額が「1,000万円以上」の件数の構成比は、22.2%であるが、補助金交付額の構成比は70.3%となっている。

なお、補助金交付額の「1,000万円以上」の14件の上位の補助金等は、シルバー人材センター事業補助金(41,416千円)、特別養護老人ホーム建設費補助金(40,619千円)、障害者日中活動系サービス推進事業補助金(35,243千円)となっている。

第3 監査の結果

平成26年度に交付した補助金等のうち、今回監査の対象とした件数及び金額の合計は18件・1億6,398万8,284円で内訳は、次のとおりである。

行政監査対象補助金等一覧

(単位:円)

所管課	補助金等の名称	交付額	補助金等を受けた団体
安全安心まちづくり課	福生警察署管内防犯協会補助金	1,179,100	福生警察署管内防犯協会
	福生交通安全協会補助金	2,063,425	福生交通安全協会
協働推進課	会館修繕費補助金	294,000	志茂第一町会
		291,000	牛浜第一町会
障害福祉課	障害者日中活動系サービス推進事業補助金	10,484,000	(福)福生市社会福祉協議会
		5,520,000	(福)福生ひまわり会
		7,140,000	(特非)青少年自立援助センター
		6,144,000	(一社)西多摩福祉会就労センター拝島駅作業所
障害福祉課	知的障害者更生施設建設費補助金	5,955,000	(一社)西多摩福祉会就労センター第2拝島駅作業所
		2,400,000	(福)金木星の会
		1,300,000	(福)萌の会
障害福祉課	生活介護・地域活動支援センター事業補助金	5,965,928	(福)福生市社会福祉協議会
介護福祉課	法人地域社会福祉協議会補助金	29,859,000	(福)福生市社会福祉協議会
	外出支援サービス事業補助金	447,767	(福)福生市社会福祉協議会
	特別養護老人ホーム建設費補助金	14,205,000	(福)もくせい会
		18,000,000	(福)福陽会
		8,414,000	(福)福寿会
	高齢者在宅サービスセンター等建設費補助金	7,740,144	(福)もくせい会
13,137,500		(福)福陽会	
老人保健施設借入金利子補給金	1,516,100	(医)永進会	
福祉サービス第三者評価受審費補助金	288,000	(福)もくせい会	
子ども育成課	管外委託保育所加算補助金	1,049,020	各管外保育所
	病児保育施設整備費等補助金	15,156,000	病児保育室 あんず
	私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金	960,000	(学)聖愛学園(聖愛幼稚園)
		3,657,200	(学)聖愛学園(聖愛幼稚園)
子ども育成課	私立幼稚園施設整備借入金利子補給金	224,300	(学)高橋文化学園(牛浜幼稚園)
子ども家庭支援課	母子寡婦福祉会補助金	521,800	福生市母子寡婦福祉会 すずらん会
選挙管理委員会	棄権防止協力団体交付金	76,000	福生市明るい選挙推進協議会
	18件	163,988,284	

上記の補助金等の交付事務について監査したところ、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせて以下に記述する。

1 交付の目的、補助の基準等について

補助金を交付するにあたっては、規則、要綱等を整備し、補助金の目的、必要性、公益性を明確にすることで、公正性、有効性を備えた適正な執行が可能となる。

本市においては、福生市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）、福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手続に関する条例等を整備し、交付する補助金等の申請、決定等について基本的な事項を定めている。また、一部の補助金等では、独自の要綱等を整備し、目的、公益性等を明確にしている。

補助金交付の根拠については、規則及び要綱等において規定されていたが、補助金の算出基準について明確に規定されていないものが見受けられた。

一般的に事業費のすべてが補助対象となるものではないので、補助の対象となる項目、対象経費、補助率等を明確に定めておき申請者に対して明示することが必要である。

市民への説明責任を果たす上からも明確な補助金算出基準を整備することを要望する。

2 交付に係る事務処理等について

交付規則第4条では「補助金等の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等交付申請書に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。」と規定している。一般的に必要な書類は、「事業計画書、予算書等」になるが、一部の補助金等の申請に必要な書類が添付されていないものが見受けられた。これらの書類は、補助金等の交付決定の審査に欠かせない書類である。交付規則等で規定されている書類を必ず添付するよう指導されたい。

交付申請は、補助事業の開始前にされるのが原則であり、事業年度に対する団体への運営費補助等については、年度当初に申請されることが通常の手続である。今回監査した補助金等の申請時期については、おおむね適正であると認められたが、一部の団体運営費補助については、事業開始数か月が経過した後、交付申請がされたものがあり、そのため交付決定が遅れていたものがあつた。運営費補助金については、事業の運営に要する経費の一部を補助するものであることから、年度当初に申請手続を行うよう指導されたい。

また、補助金等の支払い手続において、補助金確定前に概算払いをしているもので事業完了後補助金精算手続がされていないものがあつた。

交付決定事務については、交付規則第5条で「市長は、前条の規定による補助金等の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金等を交付することが公益上必要であり、かつ、適正な補助金等の額であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をする（以下省略）」と規定しているが、添付書類の不足から補助対象経費の十分な確認がされていないと思われる事例が散見された。提出書類の確認は、補助金等の金額を決定する上において、最も基本的なことでありおろそかにならないよう確実に行われたい。

3 事業終了後の事務処理について

実績報告については、交付規則第11条の規定により補助事業完了後2月以内に、必要書類を添えて、報告しなければならないこととなっているが、おおむね期間内に報告されていた。補助金等の確定手続については、実績報告書と決算書等による確認事務であるが、報告書の金額と内訳の金額の相違、補助対象経費の記載額の違いが見られたものがあり、十分な確認がされていないと思われる事例があつた。

補助金等の公益性・成果についての検証は、交付団体からの補助事業の成果を記載した事業報告書、決算書等の提出によりその内容を検証し、報告に係る補助事業の成果が補助事業の目的に照らして適合するものであるかどうかを確認するものであるが、全体的に十分な確認、検証が行われていないように思われる。所管課においては、補助団体の活動状況、事業の実績、用途の適正性などの事業成果を的確に把握し、補助金等の適正な執行に努められたい。

補助金等は行政の政策目標を達成するために重要な役割を担っており、限られた補助財源を有効に配分し適正に執行することが求められている。補助事業の成果に関わらず補助金額が毎年慣例的に決定され、事業の検証がおろそかになると、補助金等の収入が補助事業者にとって既得権化してしまう場合も考えられる。目的の達成度、社会情勢の変化等に合わせて、適正な見直しを行うことで、補助事業者の自助努力を促し、補助金等が効率的かつ有効的に活用されるよう要望する。

別表

平成 26 年度 補助金等の交付状況一覧

(単位：円)

区分	所管課	補助金等の名称	交付額
議会費	議会事務局	政務活動費交付金	4,582,024
総務費	職員課	市職員共済組合交付金	6,335,000
〃	安全安心まちづくり課	福生交通安全協会補助金	2,063,425
〃	〃	交通安全推進委員会活動交付金	1,414,000
〃	協働推進課	町会活動補助金	3,801,620
〃	〃	会館建設費補助金	2,990,000
〃	〃	会館修繕費補助金	585,000
〃	〃	会館等備品費補助金	736,000
〃	〃	会館運営費補助金	2,728,448
〃	〃	地域活性化交付金	9,014,528
〃	安全安心まちづくり課	福生警察署管内防犯協会補助金	1,179,100
〃	子ども育成課	私立幼稚園教諭研修費補助金	330,000
〃	〃	私立幼稚園教育振興事業費補助金	1,280,000
〃	〃	私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金	960,000
〃	〃	私立幼稚園施設整備借入金利子補給金	3,881,500
〃	選挙管理委員会	棄権防止協力団体交付金	76,000
民生費	介護福祉課	福祉活動専門員補助金	5,040,034
〃	〃	法人地域社会福祉協議会補助金	29,859,000
〃	〃	ボランティア活動推進事業補助金	12,455,000
〃	〃	地域福祉推進事業補助金	5,738,000
〃	障害福祉課	心身障害者一時保護施設運営費等補助金	949,470
〃	〃	生活介護・地域活動支援センター事業補助金	5,965,928
〃	〃	精神障害者グループホーム運営費補助金	1,296,000
〃	〃	知的障害者更生施設建設費補助金	3,700,000
〃	〃	各種団体補助金	238,000
〃	〃	障害者日中活動系サービス推進事業補助金	35,243,000
〃	介護福祉課	老人保健施設借入金利子補給金	1,516,100
〃	〃	シルバー人材センター事業補助金	41,415,683
〃	〃	老人クラブ等事業補助金(クラブ)	8,350,500
〃	〃	老人クラブ等事業補助金(連合会)	816,000
〃	〃	特別養護老人ホーム建設費補助金	40,619,000
〃	〃	高齢者在宅サービスセンター等建設費補助金	20,877,644
〃	〃	外出支援サービス事業補助金	447,767
〃	〃	在宅福祉活動事業補助金	962,503
〃	〃	福祉サービス第三者評価受審費補助金	288,000
〃	子ども家庭支援課	母子寡婦福祉会補助金	521,800
〃	子ども育成課	病児保育施設開設準備経費補助金	15,156,000
〃	〃	保育所給食費補助金	7,371,540
〃	〃	保育所職員期末援助費補助金	10,298,100
〃	〃	保育所障害児加算補助金	22,560,000
〃	〃	保育所振興費補助金	22,059,000
〃	〃	保育所賠償保険加算補助金	130,080
〃	〃	保育所運営特別対策補助金	1,300,000
〃	〃	保育所延長保育対策補助金	24,192,000
〃	〃	管外委託保育所加算補助金	1,049,020
〃	〃	認可外保育所利用者補助金	17,369,000
〃	〃	認定子ども園運営費補助金	22,470,250
衛生費	環境課	粗大ごみ等再生利用事業補助金	625,000
商工費	シティセールス推進課	福生市観光事業補助金(桜まつり事業)	3,120,000
〃	〃	福生市観光事業補助金(ほたる祭事業)	1,400,000
〃	〃	福生市観光事業補助金(観光推進事業)	900,000

〃	〃	福生市商工会補助金（人件費分）	8,420,000
〃	〃	福生市商工会事業費補助金	9,712,031
〃	〃	商店街装飾灯補助金	1,196,096
〃	〃	新・元気を出せ商店街事業費補助金	9,174,000
〃	〃	コミュニティビジネス支援事業補助金	1,150,000
〃	〃	中小企業振興資金利子補給金及び信用保証協会保証料	21,270,212
土木費	まちづくり計画課	土地開発公社運営費補助金	3,512,000
消防費	安全安心まちづくり課	消防団活動交付金	4,500,000
〃	〃	自主防災組織運営費補助金	5,800,095
教育費	生涯学習推進課	社会教育関係団体補助金	1,608,000
〃	〃	地区組織活動補助金	2,039,390
〃	〃	地区委員長会主催事業補助金	800,000
	合計	63 件	477,437,888

※ 交付金、利子補給金・保証料含む。

※ 対象は団体等への補助金等を集計した。

【資料】

福生市補助金等交付規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、他に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助金等 市が法人又は団体等に対して交付する補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金であつて、市長が指定するものをいう。
- （2） 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3） 補助事業者等 補助事業等を行う法人又は団体等をいう。

（担当課の責務）

第3条 補助金等の予算の執行にあたっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて、適正かつ有効に使用されるように努めなければならない。

（補助金等の交付申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする補助事業者等（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による補助金等の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金等を交付することが公益上必要であり、かつ、適正な補助金等の額であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとし、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付をしないことに決定したときは、その理由を付して補助金等交付申請却下通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助条件等）

第6条 前条第1項の決定にあたっては、次の条件を付すものとする。

- （1） 補助事業等の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部を返還すること。
- （2） 補助金等については、場合により分割して交付を受けること。
- （3） 市長若しくはその委任を受けた者の検査又は監査委員の監査に必ずべきこと
- （4） 事業に対する条件その他必要なこと。

(補助金等の請求等)

第7条 第5条第1項の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業者等は、市長に補助金等交付請求書(別記様式第4号)を提出し、補助金等の交付を受けるものとする。

2 市長は、前項の補助金等の交付にあたり、必要があると認めたときは、分割して補助金等を交付することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は当該補助金等の交付を受けた会計年度が終了したときは、2月以内に、補助事業等実績報告書(別記様式第7号)に事業報告書及び決算書又は収支精算書その他必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 市長は、事業報告書等の審査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置を講ずべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、補助金等の交付を受けた補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業等以外の目的に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、市長の指示に従わなかったとき。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その補助金等の返還を命ずることができる。